

人権週間記念公演会

『その瞳に映る花は』 岐阜ろう劇団「いぶき」



医者の息子・勇太とホームレスの男・ジョニーとの哀しくもおかしい友情物語。

入場無料

- 日時 12月9日(日)／午後1時～3時10分(受付午後0時30分)
- 会場 小郡市文化会館 大ホール
- 内容
 - ・人権作文朗読
 - ※要約筆記、手話通訳あり
 - ・岐阜ろう劇団「いぶき」
 - 公演会「その瞳に映る花は」
- 問い合わせ先 人権・同和対策課
☎72-2111内線432

人権週間とは、

1948(昭和23)年12月10日に国際連合で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、毎年12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行なっています。

私たち一人ひとりが身近な差別や偏見について考えることが、人権を尊重する社会を築くための近道です。

人権週間記念講演会(福岡県)

日時 12月9日(日)／午後0時45分～4時(開場正午)
会場 クロバープラザ大ホール(春日市)

内容

人権コンサート「子どもたちへのメッセージ」
全国中学生人権作文コンテスト
福岡県大会優秀作品の発表
四ノ宮浩さん講演会「子どもの人権」世界の子どもたち 日本
の子どもたちの「今」

問い合わせ先

福岡県人権啓発情報センター
☎092・584・1271

特設人権相談(小郡市)

日時 12月5日(水)／午後1時～5時

会場 人権教育啓発センター(旧健康センター)

問い合わせ先

人権・同和対策課☎72・2111内線432

県下一斉無料電話相談

日時 12月8日(土)／午前9時～午後5時

フリーダイヤル

☎0120・551・290

問い合わせ先

福岡法務局人権擁護部
☎092・721・9166

岐阜ろう劇団「いぶき」

劇団「いぶき」は、1982年（昭和57年）1月に岐阜市内で旗揚げされました。

代表の河合依子さんが、名古屋でアメリカのデフシアター（ろう者の劇団）の来日公演を見て、「言葉を越えて、体で表現ができる！」と感動したことがきっかけでした。

現在団員は、ろう者9人、聴者10人の計19人です。劇団は、週数回の厳しい稽古を積み、全国各地で年数回の公演を行なっており、今年で創立25周年を迎えました。

ろう者、聴者が、共に創造することの喜びを知り、劇を通してろう者は個性であり、すばらしい表現力を持っていることを聴者の方々に理解してもらいたいとの思いで活動しています。

「いぶき」のステージは、声が発せられないが故のろう者の豊かな表情や動きに加えて、手話を用いるところが特徴です。その素晴らしい表現力、演技力はマスコミから数々の賞を受け、高い評価を受けています。

公演には声優が付いていますので、手話が分からない方にも楽しんで頂けます。

岐阜ろう劇団「いぶき」

世話人として



小郡聴力障害者福祉協会 野口豊

劇団「いぶき」と私の出会いは4年前にさかのぼります。当時、小郡聴力障害者福祉協会は、ろう者への理解普及と福祉向上に向け、市民向けの新春文化講演会を計画していました。

その時、講師を誰にするか悩んでいた私に「いるいる！あの人だよ！野口さんの悩みをすべて解決してくれる素晴らしい女性がいま！」と友人から連絡がきました。「一度会ったら、その素晴らしさが分かるので一緒に岐阜へ行きましょー！」と、誘われるまま岐阜に向かいました。

劇団「いぶき」ではちょうど創立20周年記念公演が行なわれていました。公演を拝見するという幸運にも恵まれたほか、河合依子さんや劇団員の方々の人柄や感性豊かな演技に魅せられ、いつしか私も元氣や勇気をもらい運命的な出会いに感謝しました。

翌年（04年1月）、劇団の河合依子さんと奥田しのぶさんを講師にお招きした新春文化講演会は大成功をおさめました。

私はこれを機会に劇団「いぶき」

との交流を深めたいと願い、河合さんもいつかは小郡市で公演したいと夢を語ってくださいました。

その後、「演劇を通して、健康者と障害者が交流を楽しむ企画を実現したい」「いぶき公演を小郡で」という私の熱い思いを理解していただき、関係者の皆さまのご協力により、今回の人権週間記念公演会での上演がかなうこととなりました。

市民の皆さまには感動と喜びを与えてくれる劇団「いぶき」の公演を通して、私たちの身近に存在する人権問題を考える好機だと確信しております。どうか、市民の皆さまの多数のご来場をお願いいたします。

この公演に寄せて

手話の会
劇団「いぶき」の公演を観て、手話のすばらしさや共に生きていくことについて多くのことを学ぶことができるだろうと思っております。

要約筆記の会「たなばた」

「ろう者ならではの表現の豊かさ」と「伝えようとする心と気持ち」を私たちも伝えることができれば幸いです。

劇団公演に期待すること

日本国憲法では第14条で「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」とし、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっています。

また、障害者基本法においては、「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができ、社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とうたっています。

しかし、障害を持つ人たちが、地域で生活していくなかで、障害者を取り巻く環境が理解されていない現状もあります。

そのような中、市民の皆さんに感動を与える「劇団「いぶき」」の公演は、私たちの身近に存在する「人権問題」を考える好機だと確信しています。

どうぞ、市民の皆さんの障害者に対する理解がさらに深まりますように多数のご来場をお待ちしています。

（ ）「ろう」とは、耳が聞こえないこと。また、「ろうあ」とは、「ろう」に加え、言語を発声できないこと。